

## 日本活断層学会会費規定

(会費)

第1条 会費は以下の通りとする。

- |          |                                                                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 正会員  | 8,000 円                                                                                                                                              |
| (2) 法人会員 | 特級 200,000 円以上 (学術大会・研究集会に 10 名参加可能)<br>A 級 100,000 円 (学術大会・研究集会に 8 名参加可能)<br>B 級 50,000 円 (学術大会・研究集会に 5 名参加可能)<br>C 級 20,000 円 (学術大会・研究集会に 2 名参加可能) |
| (3) 購読会員 | 7,000 円                                                                                                                                              |

2 正会員のうち、学生・院生については申請書を理事会に提出し、承認された場合には会費を2,000円とすることができる。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は会費を免除することができる。

(途中入会)

第3条 年度途中における入会の場合にも会費減額は行わない。

(改定)

第4条 この規定の改定は、総会の承認を得るものとする。

(改定会費の実施)

第5条 改定会費の実施は、総会の承認を得た翌年度からとする。

(実効)

第6条 この規定は平成 19 年 9 月 22 日から実施する。

附則

- 1 設立年度の会費についても第1条の金額と同額とする。
- 2 第5条の規定にかかわらず、2010年5月26日に改定された学生・院生の会費については、2010年度から実施する。

(平成 19 年 9 月 22 日 設立總會決定)

(平成 22 年 5 月 26 日 一部改定)

## 会費の免除に関する内規

2011年10月8日理事会決定

- 第1条 理事会は、大規模な災害により被害を受けた会員について、会費の納入を免除することができる。
- 第2条 対象は、原則として災害救助法の適用を受けた地域に住所、所在地または勤務地を有する正会員、法人会員並びに購読会員のうち、当該災害により甚大な被害を受けた者とする。
- 第3条 会費の免除を受けようとする会員は、会長に、被害の状況及び程度を記した会費免除申請書（別紙様式）を提出するものとする。
- 第4条 理事会は、会費免除申請書の内容を審査し、免除が相当と認められた場合にはこれを認めるものとする。
- 第5条 免除の対象は申請書が提出された年度の会費とし、当該年度の会費が既に納入されている場合には、これを翌年度の会費に充当するものとする。
- 第6条 免除を受けた会員は、被害の状況が翌年度も継続する場合には、再度会費免除申請書を提出することができる。
- 第7条 本内規は2011年度会費より適用する。

-----  
(別紙様式)

### 会費免除申請書

日本活断層学会会長 殿

年 月 日

下記の通り会費納入の免除を受けたいので申請します。

会員名

印

会員種別

正会員・法人会員・購読会員

被災を受けた場所（自宅、所在地または勤務先）

被害の状況及び程度